

三重県財務会計・予算編成支援システム再構築及び運用支援業務仕様書（案）にかかる意見招請の結果

NO	書類名	項番等	意見	回答
1	再構築及び運用支援業務委託仕様書（案）	第2 作業の概要 4 調達範囲 (1) 次期システムの再構築	『本業務では、「3 業務の概要」で説明した業務の原則すべてを再構築の範囲とするが、業務上の必要性とTCOの削減を考慮して、一部の機能を削除する。』という表現がありますが、これでは別紙05 削除機能一覧に記載のない現行システムの機能のすべてが調達の範囲となってしまう恐れがあり、別紙04 機能改修要望一覧や別紙06 処理一覧、別紙08 帳票一覧、別紙10連携システム仕様等で調達範囲を把握するしかない現行システム業者以外の業者にとっては調達範囲が不明確になってしまい、不公平が生じると考えられます。 『本業務では、「3 業務の概要」で説明した業務の原則すべてを再構築の範囲とする。具体的な機能仕様については、第3 次期システムの再構築 2 機能要件に定める。』というような表現に変えて頂きたい。	再構築業務の具体的な仕様は「2 機能要件」及び「3 非機能要件」に定めています。上記が分かるよう記述を見直します。
2	再構築及び運用支援業務委託仕様書（案）	第3 次期システムの再構築 1 作業内容・成果物 (1) 作業内容	「三重県が所有する現行システムのソースコード及び各種設計書やヘルプファイル等を流用することは可能だが、実際の業務との不整合があれば、次期システムの開発に合わせて、実際の業務と整合するよう最新の状態にすること」との記載がありますが、ソースコードを流用したマイグレーション方式による再構築の場合の機能改修範囲は、別紙04「機能改修要望一覧」に示された内容との認識で宜しいでしょうか。	お見込のとおりです。
3	再構築及び運用支援業務委託仕様書（案）	第3 次期システムの再構築 2 機能要件	現行システムにおいて、地方公会計の対応を実施されていると思います。次期システムにおいても「J-LIS提供の標準ソフトウェアを使用するか否か」、「地方公会計に係る次期システムの作業範囲」、「日々仕訳か、期末一括仕訳か」等を明記する必要があると考えます。	地方公会計については、J-LIS提供の標準ソフトウェアを使用し、期末一括仕訳方式によることを想定しています。上記が分かるよう記述を見直します。
4	再構築及び運用支援業務委託仕様書（案）	第3 次期システムの再構築 2 機能要件 (1) 業務要件	「機能要件を満たすのみでなく、基本的要件を実現すべく」とあるが、基本的要件とは、別紙03「機能要件前提条件」のことか。	お見込のとおりです。 分かりやすい表記になるよう記述を見直します。
5	再構築及び運用支援業務委託仕様書（案）	第3 次期システムの再構築 2 機能要件 (1) 業務要件 (2) 画面要件 (3) 帳票要件	別紙02「業務フロー」、別紙03「機能要件前提条件」、別紙06「処理一覧」、別紙07「入力項目一覧」、別紙08「帳票一覧」、別紙09「出力項目一覧」に示された内容は、現行システムにおいて実現できているものとの認識で宜しいでしょうか。	お見込のとおりです。
6	再構築及び運用支援業務委託仕様書（案）	第3 次期システムの再構築 2 機能要件 (2) 画面要件 (3) 帳票要件	『画面デザイン及び遷移以外に関する具体的な要件は、別紙03「機能要件前提条件」、別紙07「入力項目一覧」に示す。』とあるが、画面デザイン及び遷移以外についても、さらなる業務の効率化・合理化が図れるのであれば、必要に応じて変更できるものとしていただきたい。	画面デザイン及び遷移以外の効率化・合理化の提案が三重県にとって有益と思われることもあるため、記述を見直します。
7	再構築及び運用支援業務委託仕様書（案）	第3 次期システムの再構築 3 非機能要件 (1) 規模要件 ア 利用者数	「同時アクセス数」とは、帳票出力や検索、更新などの操作が同時に実行される数ではなく、システムと同時にログインしているユーザ数のことで宜しいでしょうか。 「同時アクセス数」の表記では、上記のいずれであるか判別できないため、補足での説明が必要かと考えます。	お見込のとおりです。 分かりやすい表記になるよう記述を見直します。
8	再構築及び運用支援業務委託仕様書（案）	第3 次期システムの再構築 3 非機能要件 (1) 規模要件 イ データ量 (ア)	当該項目では各サーバのデータ量を表記していますが、「各サブシステムのデータ量合計」については、どのサーバのデータ量であるか不明です。 何のデータ量を表すのかを明記した方がよいと考えます。	業務サーバ内の各サブシステムのデータ量合計を示します。 分かりやすい表記になるよう記述を見直します。
9	再構築及び運用支援業務委託仕様書（案）	第3 次期システムの再構築 3 非機能要件 (3) 信頼性要件 イ	信頼性要件を満たすため「障害対策要員はオンライン稼働中は常時、常駐要員が対応すること。また常駐要員はネットワーク、業務の知識を有し障害の切り分け、復旧策の立案、復旧作業を実施できるスキルを有する者を配置すること」と記載いただくべきと考えます。	次期システムでは、信頼性の高い運用及び利用者からの問い合わせについて適切な対応ができるのであれば、必ずしも常駐を求めていますので、常駐は必須要件としておりません。 なお、常駐しなくても、障害の切り分け、復旧策の立案、復旧作業の実施は必須のスキルと考えられるので、記述を見直します。
10	再構築及び運用支援業務委託仕様書（案）	第3 次期システムの再構築 3 非機能要件 (3) 信頼性要件 オ	UPSの容量や必要台数へ影響しますので、停電等の電源障害時にUPSによる電源供給を行う時間の指定が必要かと考えます。	機器類については別途調達しますので、その時の調達仕様書に明記します。 なお、電源停止時に安全に終了できる時間(20分程度)を想定しています。

三重県財務会計・予算編成支援システム再構築及び運用支援業務仕様書（案）にかかる意見招請の結果

NO	書類名	項番等	意見	回答
11	再構築及び運用支援業務委託仕様書（案）	第3 次期システムの再構築 3 非機能要件 (3) 信頼性要件 カ	バックアップの方式検討や運用方法（リカバリやデータ管理）へも影響しますので、バックアップとして保持すべき世代数の指定が必要かと考えます。	仕様書にて指定すべきか、提案要素として求めるべきか検討します。
12	再構築及び運用支援業務委託仕様書（案）	第3 次期システムの再構築 3 非機能要件 (4) 拡張性・柔軟性要件 イ	「なお、次期システムに登録されている過去6年分のデータをシステム内で保管し、それ以前のデータは削除する」は、「次期システム」ではなく、「現行システム」の誤記ではないでしょうか。	次期システムで保有するデータが6年分であることを示しています。分かりやすい表記になるよう記述を見直します。
13	再構築及び運用支援業務委託仕様書（案）	第3 次期システムの再構築 3 非機能要件 (4) 拡張性・柔軟性要件 エ	DBアクセスツールは、一般利用者が使用するものではないと思われませんが、ツールの選定や必要ライセンス数にも影響しますので、利用目的（アクセスツールで実施する作業）や利用者数を明記した方がよいと考えます。	利用者（システム管理者及び受託者）数は最大で10名程度を想定しています。利用目的はシステム利用者からの問合せ対応やデータの直接修正のために使用しており、システム管理者が利用しています。分かりやすい表記になるよう記述を見直します。
14	再構築及び運用支援業務委託仕様書（案）	第3 次期システムの再構築 (7) 業務継続性要件	イ 業務再開に当たっての条件に『前述の想定リスクに対しては、システムを二重化するなどの冗長性を持たせることで業務を継続することを原則とするが、・・・』という記載がありますが、『(イ)サーバーーム周辺のライフライン（電力、通信、交通等）の機能不全による次期システムの長時間停止』は、システムを二重化するなどの冗長性を持たせたとしても、ライフライン自体が復旧しない限り業務の継続が困難だと思われま。	想定リスク（ア）、（イ）のそれぞれの場合の業務再開条件を記述するよう見直します。
15	再構築及び運用支援業務委託仕様書（案）	第3 次期システムの再構築 3 非機能要件 (7) 業務継続性要件	「想定リスクに対しては、システムを二重化するなどの冗長性を満たせることで」とあるが、（イ）サーバーーム周辺のライフライン（電力、通信、交通等）そのものの機能不全へのリスク対応は、受託者の責任範囲外と考えてよいか。	
16	再構築及び運用支援業務委託仕様書（案）	第3 次期システムの再構築 3 非機能要件 (8) 情報セキュリティ要件 ア 権限要件 (エ)	部課等の共有IDのアクセスを認めると、次項（オ）のような個人別の履歴が取得できなくなります。セキュリティ対策の観点から共有IDによるアクセスは好ましくないと考えます。	個人別のアクセス管理ができることが望ましいと考えていますが、必要最低限のアクセス管理は共有IDでも実現できていますので、必須とはしていません。
17	再構築及び運用支援業務委託仕様書（案）	第3 次期システムの再構築 3 非機能要件 (8) 情報セキュリティ要件 イ 情報セキュリティ対策	契約締結後ではセキュリティツール等の導入の費用発生を御見積に盛り込むことが困難となると考えます。守秘義務契約締結の上で事前に公開すべきと考えます。	情報セキュリティポリシーの事前提供を希望する場合、「守秘義務の遵守に関する誓約書」を提出していただければ、紙資料で提供させていただきます。なお、コピーは厳禁で、応札後は必ず返却することとします。上記が分かるよう記述を見直します。
18	再構築及び運用支援業務委託仕様書（案）	第3 次期システムの再構築 3 非機能要件 (9) 次期システム稼働環境要件 ア 全体構成	「クライアント・サーバ方式を提案する場合、クライアントPCについては、平成31年度に調達することとする」とあるが、WEB方式であればクライアントPCの新規調達を必要せず、調達コストや運用管理コストの観点でクライアント・サーバ方式よりも秀でていと認識している。その点を次期システム選定の評価要素として組み入れることをご検討いただきたい。	クライアントPCを調達せず、三重県が現在保有する資産で対応するような提案があれば評価できるような仕組みを検討します。
19	再構築及び運用支援業務委託仕様書（案）	第3 次期システムの再構築 3 非機能要件 (10) テスト要件 イ テストに係る要件 (ア) テスト工程共通要件	5行目の「削除したことを示す記録を上記カの・・・」 正しくは「削除したことを示す記録を上記fの・・・」 と思われま。	誤記のため記述を見直します。
20	再構築及び運用支援業務委託仕様書（案）	第3 次期システムの再構築 3 非機能要件 (10) テスト要件 イ テストに係る要件 (イ) テストデータ要件 a	「テストデータは、原則として受託者において用意すること。」とのことですが、(11)移行要件と同様に、現行システムのデータ構造のまま出力されたデータを利用することにより、テストの正確性、効率性の大幅な向上に繋がります。また、貴県の受入れテストにおいても、受入れ要否の判定に有用であると考えま。従って、テストデータの作成に関して、現行システムから出力したデータの利用を許容すべきと考えま。	個人情報管理の観点から、本番データをそのままテストデータとして使用することはできません。しかし、現行事業者から提供される本番データに対して、受託者にて個人情報を削除するのであれば、テストデータとして使用することは可とします。なお、その場合、個人情報を削除したことを保証する誓約書を提出することとします。上記が分かるよう記述を見直します。

三重県財務会計・予算編成支援システム再構築及び運用支援業務仕様書（案）にかかる意見招請の結果

NO	書類名	項番等	意見	回答
21	再構築及び運用支援業務委託仕様書（案）	第3 次期システムの再構築 3 非機能要件 (10) テスト要件 イ テストに係る要件 (カ) 総合テスト要件	32行目の「上記（ア）及び（イ）の確認に・・・」 正しくは「上記 a 及び b の確認に・・・」 と思われます。	誤記のため記述を見直します。
22	再構築及び運用支援業務委託仕様書（案）	第3 次期システムの再構築 3 非機能要件 (10) テスト要件 イ テストに係る要件 (キ) 受入テスト要件	『c 受入テストをするための要員を確保すること。』との記載がありますが、受入テストとは、作業の委託者である三重県様の職員にて次期システムが要求仕様通りに作成されているかを確認する作業であると思われます。 『受入テストを支援するための要員を確保すること。』という表現の方が適切ではないかと思われます。	お見込のとおりです。 適切な表記になるよう記述を見直します。
23	再構築及び運用支援業務委託仕様書（案）	第3 次期システムの再構築 3 非機能要件 (11) 移行要件	運用支援業務の中で、毎年度、システムの機能改善が実施されますが、移行直前まで機能改善が実施されると移行作業に影響が及びます。従って、機能改善の凍結時期を設けるとともに、これを明記すべきと考えます。	移行作業に影響が及ばない時期で仕様凍結を行います。次期システムに影響を与えない想定のため明記することは考えておりません。
24	再構築及び運用支援業務委託仕様書（案）	第3 次期システムの再構築 3 非機能要件 (11) 移行要件	「現行システムからのデータの抽出に関しては、現行システム保守業者によって、現行システムのデータ構造のまま一般的なファイル形式にて抽出・提供までが行われる。」との記載がありますが、データ移行を実施するためには、データ仕様書や項目定義書等も必要と考えます。「データ仕様書や項目定義書書等も現行システム保守業者より提供する」旨の記載を追加して頂きたい。	データ構造が分かる資料を三重県から提供します。 上記が分かるよう記述を見直します。
25	再構築及び運用支援業務委託仕様書（案）	第3 次期システムの再構築 3 非機能要件 (11) 移行要件	「(オ) 次期システムに移行するデータは、移行年度を含む過去6年分のデータを原則とする。ただし、次期システムに移行した際に現行システムのデータを一部しか移行しなかった場合は、過去情報を参照して業務執行ができるよう、過去データを参照できる仕組みを設けること。」とあるが、「過去データを参照できる仕組み」に求める機能要件はどのようなものか。「システム管理者が必要に応じて、CSVファイルで抽出された現行システムデータを参照できる」という理解でよいか。	各課のアクセス権限に応じて、各課の職員が過去データを参照できる仕組みを想定しており、例えば、ファイルサーバを利用した簡易的な参照方式等を検討しています。 上記が分かるよう記述を見直します。
26	再構築及び運用支援業務委託仕様書（案）	第3 次期システムの再構築 3 非機能要件 (11) 移行要件 イ 研修に係る要件	(ア) システム利用者向け研修、(イ) システム管理者向け研修 それぞれの対象者数、時間、回数の指定が必要かと考えます。	
27	再構築及び運用支援業務委託仕様書（案）	第3 次期システムの再構築 3 非機能要件 (11) 移行要件	システム利用者向け研修の対象人数、研修会場の収容人数の予定についてご教示いただきたい。また、実機研修に必要な端末の準備は受託者か、ハードウェア納入業者かご教示いただきたい。	詳細が分かるよう記述を見直します。
28	再構築及び運用支援業務委託仕様書（案）	第3 次期システムの再構築 3 非機能要件 (12) 運用保守要件	保守運用工程は現行業者で実施されたほうが、障害対応や仕様変更などは効率的であると考えられるため、構築と保守運用は分離調達が望ましいと考えます。	次期システムは開発手法を特定していないため、保守運用上の安定性も考慮し、開発(構築)と保守運用は同一事業者で対応していただくことを想定しています。
29	再構築及び運用支援業務委託仕様書（案）	第3 次期システムの再構築 3 非機能要件 (12) 運用保守要件	ア システム操作・監視等要件に、「本システムの運用時間は、原則として勤務時間内」とあるが、勤務時間は、運用支援業務編（案）に記載の県庁開庁日の8時30分から18時頃ということでしょうか。	8時30分から17時15分を想定しています。 上記が分かるよう記述を見直します。
30	再構築及び運用支援業務委託仕様書（案）	第3 次期システムの再構築 3 非機能要件 (12) 運用保守要件 イ データ管理要件	テープによるバックアップが前提のように見受けられますが、コスト、効率性、安全性など改善の余地もあると思われますので、バックアップ方法については入札者の提案要素とした方がよいと考えます。	テープによるバックアップを基本としますが、より効率的な方法を提案要素として求めるか検討します。
31	再構築及び運用支援業務委託仕様書（案）	第3 次期システムの再構築 4 作業体制及び方法 (1) 作業体制 ア 体制	「原則として体制の変更は認めず、やむを得ず変更する場合は事前に三重県の手承を得ること」とあるが、プロジェクトの状況により、確実に業務履行するために体制の変更を行うことも想定される。可能であれば、「原則として体制の変更は認めず」との文言は削除いただくことはできないか。	体制を変更することを前提とした提案は認められませんが、受託者の人事異動等により体制が変更される可能性もあるため、後任者が前任者と同程度のスキル、経験を有していることを条件に変更できるよう記述を見直します。

三重県財務会計・予算編成支援システム再構築及び運用支援業務仕様書（案）にかかる意見招請の結果

NO	書類名	項番等	意見	回答
32	再構築及び運用支援業務委託仕様書（案）	第3 次期システムの再構築 4 作業体制および方法 (1) 作業体制	「PMBOKまたはこれに類する手法に即したプロジェクト管理を実施すること」との記載がありますが、これに準ずるために、PMBOKもしくはこれに類する資格を保持することを条件にすべきと考えます。	求めているのは、確実なプロジェクト管理であるため、資格は必須とは考えていません。
33	再構築及び運用支援業務委託仕様書（案）	第3 次期システムの再構築 4 作業体制及び方法 (2) 開発方法 ウ 進捗管理方法	『（ア）各作業に関する打合せ、納品物等のレビュー及び作業進捗確認のため、作業期間中、原則として週1回、定例会議を行うこと。』という記載がありますが、これまでの導入経験上、各作業に関する打合せや納品物等のレビューは週1回ペースでは頻度が少なく、作業進捗確認は週1回ペースでは頻度が多く実際の作業が進まなくなることが懸念されます。 『（ア）各作業に関する打合せ、納品物等のレビューを必要に応じて適時行うこととするが、それらとは別に、作業期間中、作業進捗確認のための定例会を原則として月1回行うこと。』に変更して頂きたい。	打ち合わせ等の頻度について再度検討しましたが、開発時は遅延を防止するため、各作業に関する打合せは最低週1回以上、納品物等のレビュー及び作業進捗確認のための定例会は2週間に1回程度が妥当と考えます。 上記が分かるよう記述を見直します。
34	再構築及び運用支援業務委託仕様書（案）	第3 次期システムの再構築 4 作業体制及び方法 (2) 開発方法 ウ 進捗管理方法 (エ)	現行機能・運用を一部でも踏襲しない場合に運用方法の変更など各課の合意を得るための会議に必要な資料を作成するという理解でよろしいでしょうか。もしその理解で正しければその旨を追記いただきたいと思います。	開発途中において必要となる出納局とシステム利用部門や情報システム課との協議を想定します。 上記が分かるよう記述を見直します。
35	再構築及び運用支援業務委託仕様書（案）	第3 次期システムの再構築 7 受託者の義務 (1) 受託者の義務	「契約書及び仕様書等に明示されていない事項でも、その履行上、当然必要な事項については、受託者が責任を持って対応すること。」とあるが、「当然必要な事項」として想定され得るケースを可能であれば例示いただきたいと思います。	現時点で特に想定しているケースはありません。
36	再構築及び運用支援業務委託仕様書（案）	第3 次期システムの再構築 7 受託者の義務 (1) 受託者の義務	「エ 現行システム及び連携する外部システムの開発・保守業者の協力を得る場合は、三重県と十分な調整を図り、受託者の負担と責任において実施すること」とあるが、本内容については提案価格に含める必要があるのであれば、見積依頼先と依頼方法についてご教示いただきたい。また、貴県との調整において、貴県はどのような対応をなされるのかお示しいただきたい。	
37	再構築及び運用支援業務委託仕様書（案）	第3 次期システムの再構築 7 受託者の義務 (1) 受託者の義務	「オ 現行システムからのデータ移行を実施する際には、三重県及び現行システムの開発及び保守事業者と十分な調整を図り、受託者の負担と責任において実施すること」とあるが、「受託者の負担」とはどのようなことを想定されているかご教示いただきたい。また、本内容については提案価格に含める必要があるのであれば、見積依頼先と依頼方法についてご教示いただきたい。また、貴県や現行システムの開発及び保守事業者との調整において、貴県や現行システムの開発及び保守事業者はどのような対応をなされるのかお示しいただきたい。	連携する外部システム事業者とは、テスト及び事前打ち合わせ（各システムごとに2回程度）を行うことを想定していますが、現行運用保守の範囲内での対応を想定していますので、原則、受託者に負担は生じないと考えています。 また、現行事業者との契約においては、次期システムへの移行に当たって、現行システムの稼働に影響を与えない範囲での協力義務を含んでいます。 移行データは「(11) 移行要件 移行に係る要件」に記載のとおり、一般的なファイル形式で現行事業者から提供されます。
38	再構築及び運用支援業務委託仕様書（案）	第3 次期システムの再構築 7 受託者の義務 (1) 受託者の義務	『エ システム開発に当たり、現行システム及び連携する外部システムの開発・保守事業者の協力を得る場合は、三重県と十分な調整を図り、受託者の負担と責任において実施すること。』 『オ 現行システムからのデータ移行を実施する際には、三重県及び現行システムの開発及び保守事業者と十分な調整を図り、受託者の負担と責任において実施すること。』 との記載がありますが、他システムとの連携やデータ移行に関しては現行システムの保守事業者との打ち合わせが少なくとも2回程度（1回2時間程度）は必要と考えます。 『上記の打ち合わせの対応については、現行システムの保守範囲とする』旨の記載を追加して頂きたい。	三重県は現行システム運用事業者の紹介等、必要に応じて両者の調整を行います。
39	再構築及び運用支援業務委託仕様書（案）	第3 次期システムの再構築 8 支払方法	再構築スケジュールで案（2）を採用した場合、平成30年度に開発が集中することになる。各年度の評価基準額についてはその点を考慮いただきたいと思います。	RFIの結果等をふまえ、公正・公平な調達ができるよう評価基準額は設定します。

三重県財務会計・予算編成支援システム再構築及び運用支援業務仕様書（案）にかかる意見招請の結果

NO	書類名	項番等	意見	回答
40	再構築及び運用支援業務委託仕様書（案）	第3 次期システムの再構築 9 著作権等	<p>「9 著作権等」全般について、以下内容を希望する。困難な場合は別途協議にて対応を検討させていただきたい。</p> <p>1) 既製パッケージソフト（プログラムおよび関連するドキュメントを含む）にカスタマイズを加えたシステムとして構築するため、著作権帰属はカスタマイズ部分を含め、既製パッケージと同様に開発元に帰属するものとする。 2) 基本ソフト（OS、DBMS等）、ミドルウェア、パッケージソフトのプログラムの著作権については、開発会社および販売会社等の従前の権利者に帰属するものとし、別途締結する使用条件に従いご使用いただくものとする。 3) 新規開発した成果品（プログラム、ドキュメントを含む）の著作権については、著作権法に従い作成者である受託者に帰属するものとする。貴県におかれましては、この成果品を貴県の「自ら利用するために必要な範囲」において自由に複製、改変することができる条件とする。なお、「自ら利用するために必要な範囲」については、別途、確認させていただきたい。</p> <p>具体的な内容について、次項以降に記載する。 (2)「一切の資料・データの著作権は、三重県に帰属する。」 (4)「二次的著作物の著作権は、成果品等の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。」 上記について、受託者又はその仕入先が持つ既存の著作物は対象外であることを明示していただきたい。</p> <p>(6)「三重県が成果品等を自ら利用するために必要な範囲において三重県及び三重県が指定する者が自由に利用できるものとする。」 上記について、自ら利用するために必要な範囲を明示していただきたい。</p> <p>(8)「三重県は著作権法第 20 条第 2 項、第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品等を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。」 上記については、意図される内容が不明なため、恐縮ながら想定されるケースをご教示いただきたい。</p>	<p>1 について、カスタマイズした部分は三重県独自の仕様として三重県に譲渡していただくことを想定しています。 2 について、基本ソフト、ミドルウェアについては譲渡対象としていません。 3 について、本件調達のために新規開発した成果品の著作権については、三重県に譲渡していただくことを想定しています。 (2) について、受託者等が持つ既存の著作物は対象外と想定していますので、記述を見直します。 (4) について、二次的著作物の著作権は、三重県に譲渡していただくことを想定しています。 (6) について、「自由な利用」として想定しているのは、以下のとおりです。 ・三重県が業務として使用する範囲。 (8) について、研修用テキストやヘルプマニュアル等を想定しています。</p>
41	再構築及び運用支援業務委託仕様書（案）	第3 次期システムの再構築 11 第三者の権利侵害	<p>(2)「前項において成果品の全部又は一部が第三者の知的財産権を侵害するものであると判断される場合、三重県・受託者協議の上、受託者は次号の各号のいずれかの措置をとるものとする。」</p> <p>各号の条件に以下を追加いただきたい。 ・ア、イの措置が取れなかった場合、貴県が使用できなくなることにより被る損害について、貴県および受託者によるその損害額等についての協議のうえ、当該紛争の対象となった成果品に対する個別契約に定める作業に対する代金相当額を上限として、貴県に対し損害賠償すること。</p>	<p>損害賠償額を予定できないため、記載はできません。</p>
42	運用支援業務編(案)	1 基本仕様 (2) 業務内容 ウ システム調整支援等業務	<p>「契約前に締結するサービスレベル協定」との記載があるが、サービスレベル協定の締結は必須仕様となるか。必須の場合は、貴県における他の内部事務系業務システムにおいても実績のある目標管理型のサービスレベル協定としていただきたい。</p>	<p>現行システムでは保証型のSLAを締結していますので、次期システムでも保証型のSLAを締結することを検討しています。</p>
43	運用支援業務編(案)	1 基本仕様 (2) 業務内容 エ システム改善・保守業務	<p>(イ) ソフトウェア製品のバージョンアップに伴うシステム改修で、バージョンアップに作業については、運用・保守業務で行うものとするとのあるが、運用・保守業務の見積りのために、想定するバージョンアップの頻度をご教示いただきたい。</p>	<p>バージョンアップが通知され、バージョンアップが必要と判断された都度実施することを想定していますが、過去において、バージョンアップに伴うシステム改修をしたことはありません。</p>
44	運用支援業務編(案)	1 基本仕様 (3) 業務遂行体制 ア 必要人員	<p>非常勤の補助者まで含めた総工数を提示することで正確な工数積算ができると考えます。サポートデスク対応工数以外に年間計画等工数算定のための作業実績を仕様別紙として追加してはいかがでしょうか。 同様に現行の各種運用資料について守秘義務契約締結の上、各ベンダへの公開を実施することを提案いたします。</p>	<p>参考までに現行の運用支援業務の作業実績を把握できるよう記述内容を見直します。 また、「守秘義務の遵守に関する誓約書」を提出していただければ、現行の各種運用資料が分かる資料として設計書一式を事前提供することを検討します。</p>

三重県財務会計・予算編成支援システム再構築及び運用支援業務仕様書（案）にかかる意見招請の結果

NO	書類名	項番等	意見	回答
45	運用支援業務編(案)	1 基本仕様 (3) 業務遂行体制 オ その他	『本業務は、三重県の指示のもと行うこととするが、・・・』とあるが、本運用保守業務は技術者の派遣契約ではなく、請負契約若しくは準委任契約となると思われます。表現に問題はないでしょうか。	お見込のとおりです。 適切な表記になるよう記述を見直します。
46	運用支援業務編(案)	1 基本仕様 (3) 業務遂行体制 オ その他	次々期運用支援業務受託者に対する引継ぎについての要件が記載されていますが、次期受託者に対する現行受託者からの引継ぎについての記載がありません。現行受託者からの引継ぎについても明記すべきと考えます。	「1 基本仕様」「(3) 業務遂行体制」「オ その他」にて、以下のとおり記載しております。 現契約においては、現行受託者が次期受託者に対して引継を行うこととしている。
47	再構築及び運用支援業務委託仕様書(案)	第4 次期システムの運用支援	運用支援業務編に次々期運用支援業務受託者に対する引継ぎについての要件が記載されていますが、次期受託者に対する現行受託者からの引継ぎについての記載がありません。現行受託者からの引継ぎについても明記すべきと考えます。	現契約においては、現行受託者が次期受託者に対して引継を行うこととしている。
48	運用支援業務編(案)	1 基本仕様 (3) 業務遂行体制 オ その他	データ抽出に関する資料で想定されるのはDBレイアウトのためサンプルを添付し、必要な資料のレベル感をお示しになるべきと考えます。	データ抽出時にどのような資料が必要になるか分かるよう記述を見直します。
49	運用支援業務編(案)	2 運用・保守業務 (2) 業務内容 ア	テープの作成および預託は、テープによるバックアップではなく、NW経由のオンラインバックアップを採用した際には不用になりますので、バックアップの方式によっては不用な作業である旨を記載すべきと考えます。	テープによるバックアップを基本としますが、より効率的な方法を提案要素として求めるか検討します。
50	運用支援業務編(案)	2 運用・保守業務 (2) 業務内容 ウ	「軽微な改修業務軽微な機能改修や・・・」は誤記ではないでしょうか。	誤記のため記述を見直します。
51	運用支援業務編(案)	3 サポートデスク業務 (2) 業務内容 カ ログイン認証にかかる各種作業	ログイン認証に係る作業について県職員で担っている運用上の役割はございませんか。もしあればベンダとの役割分担を明確にするために役割分担表もしくは責任分界点をお示しいただきたいと考えます。	システム利用者に関する情報は三重県が提供します。 上記が分かるよう記述を見直します。
52	運用支援業務編(案)	3 サポートデスク業務 (3) サポートデスク業務の状況	見積精度を高くするために、実績におけるクライアントPCの運用・保守の割合をご教示いただきたい。	該当資料はありません。
53	別紙01 次期財務会計・予算編成支援システム再構築スケジュール		案(2) スケジュールの場合、次期財務会計システムのH31年度当初予算情報は現稼働中の予算編成支援システムより連携する必要があると思われます。このことに関する要件・仕様等について記載する必要があると考えます。	H31年度予算情報は随時連携する必要はなく、H31年度12月補正後に現行システムから新システムへデータ移行していただくことを想定しています。 上記が分かるよう記述を見直します。
54	別紙03 機能要件前提条件	3 業務要件 24 帳票要件	「軽微かつやむを得ない場合に限り、三重県の承認のうえ、機能要件を変更することを認める」とあるが、「軽微かつやむを得ない場合」とはどのような場合を想定されているかをご教示いただきたい。「軽微」の解釈について、例えば、業務フローに沿った処理がなされていれば、入力項目や出力項目は仕様完全一致していなくてもよいか。 ※入力項目や出力項目の仕様完全一致は、パッケージソフトウェア提案業者にとって難易度が高く、費用対効果の面でパッケージ製品導入のメリットを訴求しづらくなってしまいます。競争性や公平性確保の観点で、機能や帳票の実現レベルの緩和を検討いただきたい。	「軽微かつやむを得ない場合」とは業務に影響がない場合を想定しています。
55	別紙03 機能要件前提条件	16 画面要件	データを更新する前に入力内容の確認を行う「プレビュー」機能、とあるが、この機能は、更新前に、画面で更新後の状態（例えば、コード名称の表示や更新後の予算残額など）を確認できればよいか。	お見込のとおりです。 ただし、例示に記載されている「更新後の予算残額」は、更新後ではなく更新直前の予算残高になります。
56	別紙03 機能要件前提条件	N023 N024	別紙04「改修要望一覧」に記載されている改修対象の帳票を除く、他の帳票の「出力項目形式」及び「レイアウト」は、現行システムの該当帳票から変更点は無いという認識でよろしいでしょうか。	ご意見いただきました帳票については、現行の帳票から変更点は無いため、現行の帳票を踏襲することも可能です。

三重県財務会計・予算編成支援システム再構築及び運用支援業務仕様書（案）にかかる意見招請の結果

NO	書類名	項番等	意見	回答
57	別紙03 機能要件前提条件	N026	“空白が必要ない場合には空白は挿入しないこと”とは、DBに格納されているデータが空白を含む場合、空白を除去したデータをCSV内に出力するというのでしょうか。	お見込のとおりです。 分かりやすい表記になるよう記述を見直します。
58	別紙03 機能要件前提条件	N029	CSV形式で出力可能な対象処理が現行システムの対象処理から増加することはありますでしょうか。	現行対象処理からの増加は見込んでおりません。
59	別紙04 機能改修要望一覧		項目により大規模改修となるご要望もありますので、費用対効果についてご検討いただきますようお願いいたします。	検討します。
60	別紙04 機能改修要望一覧	N06 歳入予算事項別明細書説明欄 登録説明項目の任意入力	具体的な画面の該当項目と改修内容をご提示いただけますでしょうか。	011302_01入力項目（歳入予算事項別明細書説明欄登録）の項番11、12において、現行システムは数値＋単位を登録することになっていますが、税率として「17/63」等を登録する必要があるため、所要の改修を行うものです。 上記が分かるよう記述を見直します。
61	別紙04 機能改修要望一覧	N08 出力帳票サイズの変更	“そのまま縮小した形でA4出力すること”とは、レイアウト等の再設計は行わず、出力される帳票サイズがA3からA4に変更となる認識でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。 記述を見直します。
62	別紙04 機能改修要望一覧	N09 出力順序の変更	“建制順”の詳細な定義をご提示いただけますでしょうか。	現在は、 三重県部制条例第1条に掲げる部、部外、警察本部、教育委員会の順ですが、今後組織改編等により変更となる場合があるため、出力順序を制御できる仕組みとする必要があります。 上記が分かるよう記述を見直します。
63	別紙04 機能改修要望一覧	N010 支出命令一覧への出力項目の追加	区分：照会 処理：支出命令照会 に関する改修要望内容という認識でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。 記述を見直します。
64	別紙11 現行システムの機器 類一覧表	① 業務サーバ (2) ソフトウェア仕様	「Oracle Tuxedo 1 Processor 1 Year Term（初年度保守料金込み製品）」の数量が4となっておりますが、1の誤記ではないでしょうか。	機器更新時の並行期間用のライセンス数のため誤記ではありません。 なお、数量については、「Oracle Tuxedo」製品の計算単位により、Core数を基に計算されています。 なお、「別紙11 現行システムの機器類一覧表」はあくまでも現行システムに関する数量のため、ご参考程度にしてください。
65	別紙11 現行システムの機器 類一覧表	① 業務サーバ (2) ソフトウェア仕様	「Oracle Standard Edition 1 Processor（保守）」の数量が1となっておりますが、4の誤記ではないでしょうか。	運用期間用のライセンス数のため誤記ではありません。 なお、数量については、「Oracle Database」製品の計算単位により、ソケット数を基に計算されています。 なお、「別紙11 現行システムの機器類一覧表」はあくまでも現行システムに関する数量のため、ご参考程度にしてください。
66	別紙11 現行システムの機器 類一覧表	① 業務サーバ (3) ディスクアレイ装置	ディスクドライブの本数は「現行システムの機器・ソフトウェアの機能」欄には「・・・計75本搭載」とあり、数量欄には56と記載されています。また容量欄には「ドライブ数」に「計51本」とあります。ホットスベアを含め物理的なHDDの正確な本数は何本でしょうか。	容量欄「ドライブ数」の「計51本」と「現行システムの機器・ソフトウェアの機能」欄の「・・・計75本搭載」が誤りです。数量欄の「56」が正しいです。 なお、「別紙11 現行システムの機器類一覧表」はあくまでも現行システムに関する数量のため、ご参考程度にしてください。
67	別紙11 現行システムの機器 類一覧表	① 運用管理サーバ (2) ソフトウェア仕様	「ESMPRO/AutomaticRunningController for・・・」が見切れていますが、「ESMPRO/AutomaticRunningController for Linux」でよろしいでしょうか。また、数量が0となっておりますが、誤記ではないでしょうか。	名称は「ESMPRO/AutomaticRunningController for Linux Ver3.1」です。 一方、数量については、「UPS制御 業務サーバ用」に「ESMPRO/AutomaticRunningController」が不要と考えられるため「0」が正しいです。 なお、「別紙11 現行システムの機器類一覧表」はあくまでも現行システムに関する数量のため、ご参考程度にしてください。

三重県財務会計・予算編成支援システム再構築及び運用支援業務仕様書（案）にかかる意見招請の結果

NO	書類名	項番等	意見	回答
68	別紙11 現行システムの機器 類一覧表	⑦ 保守用業務サーバ (3) ディスクアレイ装置	ディスクドライブの本数は「現行システムの機器・ソフトウェアの機能」欄には「・・・計26本搭載」とあり、数量欄には27と記載されています。また、容量欄には「ドライブ数」に「計25本」とあります。ホットスペアを含め物理的なHDDの正確な本数は何本でしょうか。	容量欄「ドライブ数」の「計25本」と「現行システムの機器・ソフトウェアの機能」欄の「・・・計26本搭載」が誤りで、数量欄の「27」が正しいです。 なお、「別紙11 現行システムの機器類一覧表」はあくまでも現行システムに関する数量のため、ご参考程度にしてください。
69	別紙19 定例会報告資料		工数算定のため各資料のページ数を追記いただくようお願いいたします。また前述のとおり守秘義務契約締結の上、現状の定例会資料一式を提案ベンダに確認させてはいかがでしょうか。	ページ数について記述を見直します。 なお、「守秘義務の遵守に関する誓約書」を提出していただければ、定例会資料一式を事前提供することを検討します。